

# 平成18年 事業計画

自 平成18年 1月 1日

至 平成18年12月31日

流動化・証券化協議会

# 目 次

## ＜平成18年事業計画(案)＞

I. 平成18年事業計画の基本方針	2
II. 委員会活動全体について	
1. 全体像	2
2. 委員会等の運営について	
(1) 組成および運営	2
(2) メンバー以外の会員との情報共有等	2
(3) その他	3
3. 具体的な活動	
(1) 法制関係	3
(2) 市場関係	4
(3) 会計税務関係	4
III. その他の活動について	
1. セミナー・シンポジウム等の開催	5
2. 会員間・情報共有の円滑化	5
3. その他	5

## 平成18年 事業計画(案)

平成18年事業(活動)計画については、概ね下記のように実施するものとする。

### I. 平成18年事業計画の基本方針

平成18年の事業においては、前年度に実施してきた諸活動を踏まえつつ、より積極的な各委員会活動等の展開や会員に対する情報提供等の充実を図っていく。なお、各委員会活動等において取り上げる事項や開催頻度等については、関係者のニーズやその時々状況等に応じて、柔軟に対応することとする。

### II. 委員会活動全体について

#### 1. 全体像

- ・(1) 法制関係、(2) 市場関係、(3) 会計税務関係の3委員会のうち、前年に立ち上げられなかった委員会を組成し、活動を開始する。

#### 2. 委員会等の運営について

##### (1) 組成および運営

- ・ 同時期に活動する委員会等の組成は、充実した活動・成果に繋げて行くために、最大3～4までを目処とする。
- ・ 各委員会等のメンバー構成は、取り扱う事項等に適する人材とする。
- ・ また、業界(態)間のバランスに配慮したものとするとともに、委員会等への参加が一部の会員に集中しないように対応する。
- ・ 各委員会等の人数は、議論が可能な範囲(12～15人程度)にとどめるようにする。
- ・ 円滑な運営等の観点から、各委員会等において座長及び幹事役を選任する。

##### (2) メンバー以外の会員との情報共有等

原則として、検討資料や議事概要、速記録を全会員に送付し、会員間の情報共有を積極的に図る。また、各委員会で検討結果の取りまとめを行う際などには、必要に応じて会員への事前周知や会員からの意見集約を行うものとする。

### (3) その他

検討結果は委員会の責任において取りまとめ、原則、対外的には委員会の名前で出す（所要のプロセスを経て、協議会名で出すことも可能）ものとする。

## 3. 具体的な活動

Ⅱ-1 のとおり、3つの委員会を中心に活動を行うが、各委員会において想定される検討事項等は、以下のとおり。

### (1) 法制関係

#### ① 信託関連(信託法、信託業法)

- － 今通常国会に改正法案が提出されたところ。
- － また、施行までに政省令やガイドラインの改正案のパブコメも見込まれ、意見提出について検討していく。

#### ② 金融商品取引法(旧仮称：投資サービス法)

- － 今通常国会に改正法案が提出されたところ。
- － 流動化・証券化商品としても用いられる信託受益権なども対象となっており、その規制（販売ルール、開示ルール等）が流動化・証券化の特質・実務慣行を考慮したものとなるか、注視していく必要があるところ。  
改正案の具体的影響についての情報共有・認識共有を行うとともに共通課題についての検討を行う。
- － また、政省令やガイドラインのパブコメへの意見提出についても検討していく。

#### ③ 電子債権法

- － 法制審議会において諮問され、中間段階の案のパブコメも見込まれるところ。
- － これまで関係省庁（法務省、金融庁、経済産業省）において、検討がなされており、電子債権を活用できるビジネスモデルの一つとして、流動化・証券化が取り上げられているところ。
- － このような状況を踏まえて、必要に応じて関係省庁及び審議会等へ意見の表明等を行うべく、情報共有・認識共有を行う。
- － また、中間段階の案のパブコメへの意見提出についても検討していく。

## (2) 市場関係

- － 昨年、2回開催し、メンバー関心事等についてのフリーディスカッション、及びその整理、プレゼンテーションなどを通じて流動化・証券化における課題等の整理及び検討を行ったところ。
- － 昨年の活動を踏まえ、今年はメンバーから高い関心が示されたテーマ(①情報開示、②新しいマーケットの創出)を中心に小委員会・ワーキングを立ち上げるなどして活動の充実を図っていく。

## (3) 会計税務関係

- － 会計上のオフバランスの可否等の問題やキャッシュフローにインパクトを与える税務の問題については、前年のアンケートからも会員の注目も大きく、かつテーマとしての要望も強い。
- － 前年からの繰越案件として改めて本年においては、問題点等が多々指摘される税務について、国税庁への照会や税制改正要望への対応も視野に入れつつ、活動を行う。

具体的には例えば、下記のような2つのテーマがある。

- ※ 本協議会から国税庁への照会や税制改正要望を実際に行うことについては、組織的な体制や流動化・証券化関係者のコンセンサス等の関係から、将来的な課題とする。
- － また、新規の旬な課題(例えば、SPE 連結会計の見直し等)についても、適宜、取り上げていくものとする。

### ① ビークル関係法制等の今後と税務の関係

- － 商法、信託法、中間法人法等の証券化ビークルに関係する各種法制の改正等や、金融商品取引法のような流動化・証券化に深くかかわる法制等の成立が予定されているところ。
- － これらについては、法制という切り口でも重要であるが、税務という切り口でどう考えていくかについて整理することも重要である。
- － こういった状況を踏まえて、税務という切り口で、流動化・証券化ビークル法制等について検討等を行う。

### ② 流動化・証券化における税制

- － オリジネーターが受ける税務調査において課税上重要とは思われない部分について重点的に調査が行われたり、解釈運用に裁量性が大きく一貫性に欠ける点については、実務上の問題点として指摘されているところ。
- － この問題点を解決するためには、租税回避行動ではないということを税当局に理解させられるかが重要である。
- － こういった状況を踏まえて、既存の問題点の整理をするなどして、税務上

の考え方も考慮しつつ、流動化・証券化における税制をどのように考えられるのか（考えるべきか）について、一定の統一の見解を共有すべく検討等を行う。

（参考：現在考えられる既存の問題点）

- ・ 税務導管性確保が認められるべき事例の整理
- ・ 信託課税
- ・ 匿名組合の課税関係
- ・ 特定目的会社における配当損金算入要件
- ・ P E（恒久的施設）の取扱い

### Ⅲ. その他の活動について

#### 1. セミナー・シンポジウム等の開催

会員からのニーズ等を踏まえ、適宜、開催を行う。

タイムリーなテーマを取り上げることとするが、例えば各委員会等で取りまとめたものをテーマとすることも考えられる。

#### 2. 会員間・情報共有の円滑化

各委員会等の活動状況や行政及び各種法制の動向等について、各会員に対するタイムリーな情報発信と情報の共有化を図る。

- 議事録等の送付
- 会報の発行

#### 3. その他

- HP(ホームページ)の開設
- 内外関係機関等(行政等を含む)との交流及び協力
- 情報・文献等の収集・整備
- 基盤拡充を目的とした新規会員獲得

以 上